

昭和44年度 特殊教育資料

1 義務教育段階の特殊教育対象児童生徒推定数、在学者数および在学率

Number of Handicapped Children age(6—14)and Ratio of Attendance(1969)

(昭和44. 5. 1現在)

区分 Kind of Handicap			特殊教育対象児童生徒推定数 Handicapped Children		在学者数 Number of Pupils attending Special Sch. and Cls.		在学率 Ratio of Attendance
			出現率 Per Cent of Incidence	人数 Number of Children			
視覚障害者 the Blind and Partially sighted	視力	0.04未満	0.015 %	2,149 人	5,053 人	盲学校 4,915 人 特殊学級 188	44.1 %
		0.04以上0.1未満	0.016	2,292			
		0.1以上0.3未満	0.049	7,019			
		計	0.08	11,460			
聴覚障害者 the Deaf and Hard of Hearing	聴力損失値	91dB以上	0.039	5,587	11,544	聾学校 10,836 特殊学級 708	73.3
		71～90dB	0.031	4,441			
		51～70dB	0.018	2,578			
		51～70dB(耳科所見あり)	0.022	3,152			
		31～50dB					
計	0.11	15,758					
精神薄弱者 the Mentally retarded	最重度(IQ19以下)		0.113	16,188	121,020	養護学校 6,933 特殊学級 114,087	40.8
		重度(IQ20～39)	0.195	27,934			
		中度(IQ40～49)					
		軽度(IQ50～75)	1.762	252,415			
		境界線(IQ76～85)					
計	2.07	296,537					
肢体不自由者 the Crippled			0.18	25,786	13,915	養護学校 11,781 特殊学級 2,134	54.0
病弱・虚弱者 the Sick and Weaken			0.49	70,195	5,585	養護学校 2,176 特殊学級 3,409	8.0
小計 Part Total			2.93	419,736	157,117	特殊教育諸学校 36,641 特殊学級 120,476	37.4
言語障害者 the Speah disordered			0.33	47,274	1,703	特殊学級 1,703	3.6
情緒障害者 the Emotionally disturbed			0.43	61,600	—	—	—
合計 Whole Total			3.69	528,610	158,820	特殊教育諸学校 36,641 特殊学級 122,179	30.0

(注) 1. 「特殊教育対象児童生徒推定数」の「出現率」は、昭和42年度「児童・生徒の心身障害に関する調査」、「学校保健統計調査」および「学校基本調査」による。

2. 聴覚障害者の欄中「耳科所見あり」とは外耳奇形または鼓膜穿孔のあるものをいう。

3. 精神薄弱者の欄中、程度別に付しているIQ値は、「児童生徒の心身障害に関する調査」を実施した際に参考にしたものである。なお、「境界線(IQ76～85)」は、学力、社会生活能力等が劣るため通常の学習指導が著しく困難なものをいう。

4. 対象児童・生徒推定数は昭和44年5月1日現在の義務教育諸学校在学者14,305,008人と昭和43年度の就学義務猶予免除者20,409人の合計数に出現率を乗じた数である。

5. 「在学者数」中特殊学級の児童生徒数は、学級の種類に関係なく特殊学級に在学している者を障害の種類別に付けたものであって、特殊学級数および特殊学級在学児童生徒数(国・公・私立)の学級の種類の児童生徒数とは必ずしも一致しない。

2 盲・聾・養護学校の現状

(1) 盲・聾・養護学校数—都道府県別、設置者別—

Number of Special Schools(1969)

(昭和44. 5. 1現在)

学校種別 Kind of sp. sch	盲学校 Sch. for the Blind					聾学校 Sch. for the Deaf					精神薄弱養護学校 Sch. for the Mentally retarded					肢体不自由養護学校 Sch. for the Crippled				病弱養護学校 Sch. for the Sick and Weaken			
	国立 Nat.	都道府県立 Pref.	市立 Mun.	私立 Priv.	計 Total.	国立 立	都道府県立 立	市立 立	私立 立	計 立	国立 立	都道府県立 立	市町立 立	私立 立	計 立	国立 立	都道府県立 立	市立 立	計 立	国立 立	市区町立 立	私立 立	計 立
北海道	...	5	5	...	8	8	...	2	...	1	3	...	3	...	3	...	1	1	2
青森	...	2	2	...	3	3	...	1(4)	1(4)	...	1(1)	...	1(1)	(1)	(1)
岩手	...	1	1	...	2	2	1	...	1
宮城	...	1	1	...	2	2	1	1	...	1	3	...	1(2)	...	1(2)
秋田	...	1	1	...	1	1	1	...	1	(3)	(3)
山形	...	2(1)	2(1)	...	3	3	1(1)	...	1(1)
福島	...	4	4	...	4	4	1	...	1	...	1(1)	...	1(1)
茨城	...	1	1	...	2	1	1	...	1	...	1	...	1(1)	(1)	(1)
栃木	...	1	1	...	1	1	1(1)	...	1(1)
群馬	...	1	1	...	1	1	6	...	6	...	1	1	2	1(1)	1(1)
埼玉	...	1	...	1	2	...	2	2	2	...	2	...	1	...	1	1	1
千葉	...	1	1	...	1(1)	1(1)	2	...	2	...	3	1	4	1	...	1	2
東京	1	4	5	1	9(1)	...	1	11(1)	2	5	...	2	9	1	5	...	6	2	2	...	4
神奈川	...	1	1	1	3	...	1	3	...	4	3	1	4	...	2	...	2	1	1	...	2
新潟	...	2	2	...	2	2	...	2	2	...	1(1)	...	1(1)	2	2
富山	...	1	1	...	2	2	...	1	1	...	1(1)	1	2(1)
石川	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	2	...	1(1)	...	1(1)

福井	...	1	1	...	1	1	1	...	1	1	1		
山梨	...	1	1	...	1	1	1(1)	...	1(1)		
長野	...	2	2	...	2	2	2	...	2	...	2		
岐阜	...	1	1	...	1	1	...	1	...	1	...	1	...	1	...	1	...		
静岡	...	3	3	...	3	3	1	...	1	...	1(2)	...	1(2)	1	...		
愛知	...	3	3	...	5	5	1	1(1)	2(1)	...	2	...	2	(1)	...		
三重	...	1	1	...	1	1	1	...	1		
滋賀	...	1	1	...	1	1	1	...	1		
京都	...	1(1)	1(1)	...	1(1)	1(1)	1	1	2	...	1	1	2		
大阪	...	1	1	...	2	...	2(1)	1	...	3(1)	1	2	4	...	7	...	1(2)	1	2(2)	...	2		
兵庫	...	2	1	...	3	...	4	4	1	...	2(1)	...	3(1)	...	3	5	8	1	1		
奈良	...	1	1	...	1	1	1	...	1		
和歌山	...	1	1	...	1	1	...	(1)	(1)	...	1	...	1		
鳥取	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	2	...	2		
島根	...	1	1	...	2	2	1	1	2	...	2	...	2		
岡山	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	2	...	1	...	1		
広島	...	1	1	...	3	3	2(2)	...	2(2)	(2)	(2)		
山口	...	1	1	...	1(1)	1(1)	...	1	1	...	1		
徳島	...	1	1	...	1	1	1	1	...	1	...	1		
香川	...	1	1	...	1	1	...	1	1	...	1		
愛媛	...	1	1	...	2	2	1	...	1		
高知	...	1	1	...	2	2	...	2	1	1(1)	4(1)	...	1	...	1		
福岡	...	3	3	...	4	4	5(1)	2	7(1)	...	1(1)	1(1)	2(2)	...	3		
佐賀	...	1	1	...	1	1	1	...	1		
長崎	...	1	1	...	1(1)	1(1)	1(2)	...	1(2)	1	1		
熊本	...	1	1	...	2	2	1	1	2	...	1(1)	...	1(1)	(1)	...		
大分	...	1	1	...	1	1	...	1(2)	8	...	9(2)	...	1	...	1	(1)	...		
宮崎	...	1	1	...	2	2	1	...	1	...	1		
鹿児島	...	1	1	...	1	1	1(1)	...	1(1)		
総計	1	67(2)	3	2	73(2)	1	95(6)	4	1	101(6)	11	24(8)	39(2)	8(1)	82(11)	1	60(21)	12(1)	73(22)	12(11)	15	2	29(11)

(注) 1 ()内は、分校を示し、外数である。
2 肢体不自由養護学校県立本校60校のうち2校は精神薄弱養護学校、病弱養護学校に、県立分校21校のうち1校は病弱養護学校に併設されている。
3 病弱養護学校市立本校15校のうち1校は肢体不自由養護学校に併設されている。

(2) 公立盲・聾・養護学校の幼稚部、高等部数—都道府県別—
Number of Departments in Sp. Schools(1969)
(44. 5. 1現在)

学校種別 部別 都道府県名	盲学校 Sch. for the Blind			聾学校 Sch. for the Deaf			養護学校						都道府県名			
	精神薄弱 Sch. for the Ment. retarded						肢体不自由 Sch. for the Crippled			病弱・虚弱 Sch. for the Sick and Weaken						
	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.		学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.
北海道	5	...	1	8	6	5	2	...	1	3	...	1	1	北海道
青森	2	...	1	3	3	3	1(4)	1(1)	(1)	青森
岩手	1	...	1	2	2	2	1	...	1	岩手
宮城	1	...	1	2	2	1	1	1(2)	宮城
秋田	1	...	1	1	1	1	1	(3)	秋田
山形	2(1)	1	1(1)	3	3	1	1(1)	山形
福島	4	...	1	4	3	1	1	1(1)	...	1	福島
茨城	1	...	1	2	2	1	1	...	1	1	(1)	茨城
栃木	1	...	1	1	1	1	1(1)	...	1	栃木
群馬	1	...	1	1	1	1	6	2	1(1)	群馬
埼玉	1	...	1	2	2	2	2	...	1	1	1	埼玉
千葉	1	1	1	1(1)	1(1)	1	2	4	...	1	1	千葉
東京	4	2	2	9(1)	5(1)	4	5	...	4	5	...	4	4	東京
神奈川	2	1	2	4	4	4	3	...	1	2	2	神奈川
新潟	2	...	2	2	2	2	2	1(1)	...	1	2	新潟
富山	1	...	1	2	2	2	1	...	1	2(1)	...	1	富山
石川	1	...	1	1	1	1	1	1(1)	...	1	1	1	...	石川
福井	1	...	1	1	1	1	1	福井
山梨	1	...	1	1	1	1	1(1)	...	1	山梨
長野	2	...	2	2	2	2	2	2	...	1	長野
岐阜	1	...	1	1	1	1	1	1	...	1	1	岐阜
静岡	3	...	3	3	3	3	1	1(2)	1	静岡
愛知	3	...	3	5	4	4	1(1)	2	...	2	(1)	愛知
三重	1	...	1	1	1	1	1	...	1	三重
滋賀	1	...	1	1	1	1	1	滋賀
京都	1(1)	1	1	1(1)	1	1	1	...	1	2	...	1	京都
大阪	2	1	2	3(1)	3	2(1)	6	...	3	2(2)	...	2	2	大阪
兵庫	3	1	3	4	4	2	2(1)	...	2	8	1	4	2	兵庫
奈良	1	...	1	1	1	1	1	...	1	奈良
和歌山	1	...	1	1	1	1	(1)	1	和歌山
鳥取	1	...	1	1	...	1	1	2	鳥取
島根	1	...	1	2	2	2	2	2	島根
岡山	1	...	1	1	1	1	1	1	岡山

広島	1	...	1	3	3	3	2(2)	...	1	(2)	広島
山口	1	...	1	1(1)	1(1)	1	1	...	1	1	...	1	山口
徳島	1	...	1	1	1	1	1	...	1	徳島
香川	1	...	1	1	1	1	1	...	1	1	...	1	香川
愛媛	1	...	1	2	2	2	1	愛媛
高知	1	...	1	2	2	2	3	1	高知
福岡	3	...	3	4	4	4	5(1)	2(2)	...	1	3	福岡
佐賀	1	...	1	1	1	1	1	佐賀
長崎	1	...	1	1(1)	1(1)	1	1(2)	1	長崎
熊本	1	...	1	2	2	1	1	1(1)	(1)	熊本
大分	1	...	1	1	1	1	9(2)	1	...	1	(1)	大分
宮崎	1	...	1	2	2	2	1	宮崎
鹿児島	1	...	1	1	1	1	1(1)	...	1	鹿児島
合計	70(2)	8	59(1)	99(6)	90(4)	79(1)	63(10)	0	17	72(22)	1	33	27(11)	1	0	合計
高等部科別計	本科 59 専攻科1部 5 専攻科2部 12 別科 57(1)			本科 79(1) 専攻科 35(1)			本科 12 別科 5			本科 29 別科 4			...			高等部科別計

(注) 1. () 書きは分校(外数)を示す。 2. 養護学校の高等部には専攻科は設置されていない。

(3) 盲・聾・養護学校の在籍者数および教職員数—学校種類別、設置者別、職名別—
Number of Pupils, Students and Teachers (1969)
(4.4. 5. 1 現在)

区分	幼児・児童・生徒数								教員数			職員数			
	Pupils and Students								Teachers			Other Personnel			
	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部				本務者		兼務者	本務者	うち寮母		
					Upper Secondary	小計	本科	専攻科	別科	Full-time				特殊教員免許状所有者	
Total	Kind.	Prim.	L.Sec.	Total	小計	本科	専攻科	別科	総数	特殊教員免許状所有者	Part-time	Full-time	Domitory Matrons		
総計 Whole Total	50183 人	1,723 人	21,631 人	15,010 人	11,819 人	8,342 人	1,977 人	1,500 人	11,462 人	6,088 人	514 人	6,435 人	2,833 人		
盲学校 Sch. for the Blind	計 Total	9,722	51	2,559	2,356	4,756	2,041	1,430	1,285	2,569	1,548	236	1,853	973	
	国立 Nat.	244	6	50	37	151	74	74	3	62	49	25	41	14	
	公立 Publ.	小計 Part Total	9,420	43	2,496	2,303	4,578	1,959	1,348	1,271	2,487	1,486	201	1,807	959
		都道府県立 Pref.	8,901	20	2,365	2,207	4,309	1,837	1,266	1,206	2,344	1,405	185	1,743	940
		市立 Mun.	519	23	131	96	269	122	82	65	143	81	16	64	19
	私立 Priv.	58	2	13	16	27	8	8	11	20	13	10	5	—	
聾学校 Sch. for the Deaf	計 Total	17,288	1,631	6,575	4,261	4,821	4,263	538	20	4,211	2,606	159	2,238	992	
	国立 Nat.	295	70	85	55	85	73	9	3	67	54	1	40	9	
	公立 Publ.	小計 Part Total	16,893	1,526	6,432	4,199	4,736	4,190	529	17	4,112	2,537	156	2,186	983
		都道府県立 Pref.	16,161	1,409	6,132	4,060	4,560	4,022	521	17	3,940	2,408	151	2,139	980
		市立 Mun.	732	117	300	139	176	168	8	—	172	129	5	47	3
	私立 Priv.	100	35	58	7	—	—	—	—	32	15	2	12	—	
養護学校の計	23,173	41	12,497	8,393	2,242	2,038	9	195	4,682	1,934	119	2,246	868		
精神薄弱養護学校 Sch. for the Mentally retarded	計 Total	7,914	33	3,062	3,871	948	819	9	120	1,642	753	41	607	140	
	国立 Nat.	946	16	363	330	237	237	—	—	171	118	17	41	—	
	公立 Publ.	小計 Part Total	6,548	—	2,494	3,419	635	519	—	116	1,405	617	15	525	129
		都道府県立 Pref.	3,201	—	1,417	1,328	456	414	—	42	657	317	11	340	129
		市町立 Mun.	3,347	—	1,077	2,091	179	105	—	74	748	300	4	185	—
	私立 Priv.	420	17	205	122	76	63	9	4	66	18	9	41	11	
肢体不自由養護学校 Sch. for the Crippled	計 Total	13,080	5	8,086	3,695	1,294	1,219	0	75	2,525	1,026	64	1,378	632	
	国立 Nat.	261	—	189	46	26	26	—	—	41	23	9	15	—	

公立	小計	12,819	5	7,897	3,649	1,268	1,193	—	75	2,484	1,003	55	1,461	632
	Part Total													
	都道府県立 Pref.	11,324	—	6,953	3,208	1,163	1,134	—	29	2,181	898	47	1,378	632
	市立 Mun.	1,495	5	944	441	105	59	—	46	303	105	8	83	—
私立	Priv.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病弱・虚弱養護学校 Sch. for the Sick and Weaken	計 Total	2,179	3	1,349	827	—	—	—	—	515	155	14	261	96
	国立 Nat.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公立													
	小計 Part Total	2,042	3	1,267	772	—	—	—	—	504	154	14	228	77
	都県立 Pref.	1,118	3	656	459	—	—	—	—	291	90	9	121	39
	市区町立 Mun.	924	—	611	313	—	—	—	—	213	64	5	107	38
私立 Priv.	137	—	82	55	—	—	—	—	11	1	—	33	19	

(注) 1 「教員数」の「本務者」とは、校長、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師で本務として勤務するものをいう。
2 「特殊教員免許状所有者」とは本務者のうち、教諭、助教諭で当該特殊教育学校の特殊教育学校教諭免許状を有するものをいう。
3 「職員数」の「本務者」とは、事務職員、技術職員、寮母、実習助手、養護職員、その他で本務として勤務するものをいう。

(4) 公立養護学校数 一都道府県別、設置者別—
Number of Public Special Schools for the Mentally retarded the Crippled and the Sick and Weaken
◎—都道府県立 Pref. ○—都道府県立分校 Pref.Bra. ▲—市町村立 Mun. △—市町村立分校 Mum.Bra.
(4.4. 5. 1現在)

都道府県	精神薄弱養護学校 Sch. For the Mentally retarded	肢体不自由養護学校 Sch. For the Crippled	病弱・虚弱養護学校 Sch. For the Sick and Weaken
北海道	◎◎	◎◎◎	▲
青森	◎ ○○○○	◎ ○	○
岩手	…	◎	…
宮城	◎	◎ ○○	…
秋田	…	◎	○○○
山形	…	◎ ○	…
福島	▲	◎ ○	…
茨城	▲	◎	○
栃木	…	◎ ○	…
群馬	▲▲▲▲▲▲	◎ ▲	◎ ○
埼玉	▲▲	◎	◎
千葉	▲▲	◎◎◎ ▲	◎
東京	◎◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎◎	◎◎ ▲▲
神奈川	▲▲▲	◎◎	◎ ▲
新潟	◎◎	◎ ○	◎◎
富山	◎	◎ ○ ▲	…
石川	▲	◎ ○	…
福井	…	◎	◎
山梨	…	◎ ○	…
長野	◎◎	◎◎	…
岐阜	▲	◎	▲
静岡	▲	◎ ○○	◎
愛知	◎ ○	◎◎	○
三重	…	◎	…
滋賀	…	◎	…
京都	◎	◎ ▲	…
大阪	◎◎ ▲▲▲▲	◎ ○○ ▲	▲▲
兵庫	▲▲ △	◎◎◎ (病に併設) ▲▲▲▲▲	◎ ▲
奈良	…	◎	…
和歌山	○	◎	…
鳥取	…	◎	▲▲
島根	…	◎ ▲	▲▲
岡山	▲	◎	…
広島	…	◎◎ ○○ (病に併設)	○○
山口	◎	◎	…
徳島	…	◎	…
香川	◎	◎ (精に併設)	…
愛媛	…	◎	…
高知	◎◎ ▲	◎	…
福岡	▲▲▲▲▲ △	◎ ○ ▲ △	▲▲▲ (肢に併設)
佐賀	…	◎	…
長崎	…	◎ ○○	◎
熊本	◎	◎ ○	○
大分	◎ ○○○ ▲▲▲ ▲▲▲▲▲	◎ ○	○
宮崎	…	◎	…

鹿児島	…	◎ ○	…
合計	◎24 ○8 ▲39 △2 73校(うち分校10校)	◎60 ○21 ▲12△1 94校(うち分校22校)	◎12 ○11 ▲15 58校(うち分校11校)
都道府県立校未設置数	30県	0県	29道府県
養護学校合計	都道府県立 136(うち分校3)	市町立 69(うち分校40)	合計205(うち分校43)

(注) 肢体不自由養護学校県立本校のうち2校及び県立分校のうち1校は、精薄養護学校または病弱養護学校に併設されている。病弱養護学校市立本校のうち1校は、肢体不自由養護学校に併設されている。

3 特殊学級の現状

(1) 特殊学級数および特殊学級在学児童生徒数 (国・公・私立)
Number of Sp. Classes and Pupils (1969)
(4.4. 5. 1 現在)

学校別 Kind of Sch.	小学校 Prim.Sch.		中学校 L.Sec.Sch.		合計 Total	
	学級数 Classes	児童数 Pupils	学級数 Classes	生徒数 Pupils	学級数 Classes	児童生徒数 Pupils
学級の種類 Kind of Handicap						
精神薄弱 Ment. retarded	7,956	64,577	5,585	49,977	13,541	114,554
肢体不自由 Crippled	142	1,305	69	499	211	1,804
病弱・虚弱 Sick and Weaken	265	2,629	92	643	357	3,272
弱視 Partially sighted	14	72	3	13	17	85
難聴 Hard of Hearing	70	549	10	73	80	622
言語障害 Speech disordered	189	1,530	9	78	198	1,603
その他	84	643	39	333	123	976
計	8,720	71,305	5,807	51,611	14,527	122,916

(注) 上記のうち、国立および私立の学級数(児童生徒数)は次のとおりである。

国立 小学校 精薄 73(585)
 中学校 " 74(548)
私立 小学校 " 8(65) 体不自由 3(22) 虚弱 1(13)

(2) 特殊学級数及び特殊学級在学児童生徒数 —都道府県別、種類別—
Number of Sp. Classes and Pupils
ア 小学校 (Prim. Sch.)
(4.5. 5. 1 現在)

区分	計		精神薄弱		肢体不自由		病弱・虚弱		弱視		難聴		言語障害		その他	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
計	9,290	72,676	8,399	65,226	168	1,455	274	2,664	22	112	93	688	264	1,985	70	546
国立	84	673	84	673	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公立	9,194	71,910	8,307	64,492	165	1,432	273	2,655	22	112	93	688	264	1,985	70	546
市立	12	93	8	61	3	23	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-
公立の内訳	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
北海道	389	2,896	342	2,475	14	107	17	157	-	-	1	5	15	152	-	-
青森	169	1,136	162	1,090	2	19	2	17	-	-	-	-	3	10	-	-
岩手	209	1,644	170	1,298	2	15	27	254	-	-	-	-	10	77	-	-
宮城	267	2,074	215	1,636	18	99	17	196	2	11	2	14	-	-	13	118
秋田	175	1,171	165	1,051	-	-	5	76	-	-	-	-	5	44	-	-
山形	134	961	119	824	1	5	8	92	-	-	-	-	6	40	-	-
福島	302	2,591	285	2,457	-	-	6	41	-	-	2	15	9	78	-	-
茨城	285	2,285	279	2,229	-	-	-	-	-	-	-	-	6	56	-	-
栃木	194	1,520	184	1,456	-	-	2	6	-	-	1	9	7	49	-	-
群馬	238	1,651	230	1,605	-	-	-	-	1	4	1	4	6	38	-	-
埼玉	301	2,566	289	2,457	4	43	-	-	-	1	1	7	7	58	-	-
千葉	338	2,549	289	2,107	-	-	3	26	-	-	1	6	41	378	4	32
東京	364	2,891	297	2,614	7	36	7	27	6	27	26	155	17	23	4	9
神奈川	204	1,639	170	1,467	4	30	7	54	-	-	5	34	17	99	1	9
新潟	278	1,990	245	1,647	1	5	20	221	-	-	2	26	8	71	2	20
富山	156	1,126	148	1,075	-	-	1	3	-	-	-	-	6	47	1	1
石川	80	617	68	529	8	67	1	4	-	-	1	12	1	1	1	4
福井	97	850	87	743	-	-	7	76	-	-	-	-	-	-	3	31
山梨	56	483	51	431	-	-	1	12	-	-	-	-	4	40	-	-
長野	220	1,443	242	1,238	1	12	16	188	-	-	-	-	1	5	-	-
岐阜	161	1,366	143	1,220	8	82	6	48	-	-	1	1	3	15	-	-
静岡	239	2,385	211	2,105	4	32	6	66	2	8	-	-	11	121	5	53
愛知	232	2,041	202	1,704	-	-	24	290	1	6	3	23	2	18	-	-
三重	137	951	121	829	-	-	5	36	-	-	-	-	3	23	8	63
滋賀	113	727	102	646	5	44	4	26	-	-	-	-	-	2	11	
京都	165	1,177	134	958	9	55	7	38	-	-	6	53	6	46	3	27
大阪	505	3,632	438	3,195	22	160	8	76	6	25	11	74	13	65	7	37
兵庫	374	3,488	337	3,110	4	33	17	196	-	-	9	90	7	59	-	-

4 盲・聾・養護学校数、特殊学級数および在学者数の推移 Transition of Sp. Schools, Sp. Classes, Pupils

(1) 盲・聾・養護学校数の推移(国・公・私立)
Transition of Sp. Schools
(毎年度5月1日現在)

区分	計	盲学校	聾学校	養護学校			
				小計	知的障害	肢体不自由	病弱
23年度	133(5)校	70(4)校	63(1)校	-	-	-	-
24	143(10)	70(4)	72(6)	1	-	-	1
25	151(10)	72(4)	76(6)	3	1	-	2
26	151(12)	72(4)	76(8)	3	1	-	2
27	152(14)	72(5)	77(9)	3	1	-	2
28	164(11)	75(3)	84(8)	5	1	1	3
29	166(12)	75(2)	86(10)	5	1	1	3
30	269(12)	75(2)	89(10)	5	1	1	3
31	173(13)	74(3)	90(9)	9(1)	3	2(1)	4
32	181(16)	73(3)	91(10)	17(3)	8(1)	3(2)	6
33	189(17)	73(3)	92(11)	24(3)	9(1)	7(2)	8
34	201(15)	73(3)	92(10)	36(2)	14	11(2)	11
35	215(16)	73(3)	93(10)	43(3)	17(1)	14(2)	12
36	225(18)	73(3)	94(9)	58(6)	23(2)	20(2)	15(2)
37	246(23)	75(3)	97(8)	74(12)	28(2)	29(4)	17(6)
38	264(25)	76(1)	97(8)	91(16)	34(2)	37(6)	20(8)
39	279(30)	76(2)	98(8)	106(20)	42(2)	41(9)	23(9)
40	304(33)	75(2)	100(7)	129(24)	57(3)	47(12)	25(9)
41	322(34)	75(2)	101(7)	146(25)	66(2)	53(15)	27(8)
42	335(42)	73(2)	101(6)	161(34)	71(4)	63(19)	27(11)
43	345(46)	73(2)	101(6)	171(38)	75(5)	68(22)	28(11)
44	358(52)	73(2)	101(6)	184(44)	82(11)	73(22)	29(11)

(注) 1 ()内の数は分校を示し、外数である。
2 肢体不自由養護学校本校のうち2校は40年度から精薄養護学校および病弱養護学校に、分校のうち1校は43年度から病弱養護学校に併設されている。
3 病弱養護学校本校のうち1校は41年度から肢体不自由養護学校に併設されている。本表では、それぞれの学校に二重に数えている。

(2) 盲・聾・養護学校の幼児児童生徒数の推移(国・公・私立)
Transition of Pupils attending Sp. Schools
(毎年度5月1日現在)

区分	計	盲学校	聾学校	養護学校			
				計	精神薄弱	肢体不自由	病弱
23年度	12387人	4457人	7930人	一人	一人	一人	一人
24	14,449	4,396	9,964	89	—	—	89
25	16,865	5,155	11,600	110	28	—	82
26	19,670	6,161	13,345	165	40	—	125
27	22,091	7,136	14,784	171	31	—	140
28	24,312	7,901	16,143	268	25	46	197
29	26,485	8,604	17,555	326	不明	不明	不明
30	28,142	9,090	18,694	358	60	61	237
31	29,575	9,460	19,505	610	不明	不明	不明
32	31,609	9,864	20,044	1,701	690	484	527
33	33,193	10,126	20,397	2,670	866	1,094	710
34	34,753	10,264	20,744	3,745	1,264	1,608	873
35	35,778	10,261	20,723	4,794	1,676	2,123	995
36	37,130	10,235	20,489	6,406	2,437	2,750	1,219
37	38,595	10,127	20,180	8,288	3,013	3,791	1,484
38	40,533	10,099	20,036	10,398	3,350	5,203	1,845
39	42,757	10,011	19,890	12,856	4,026	6,968	1,862
40	44,316	9,933	19,684	14,699	4,925	7,931	1,845
41	46,330	10,038	19,280	17,012	5,892	9,185	1,935
42	48,409	10,101	18,650	19,658	6,617	10,830	2,211
43	49,284	9,955	18,026	21,303	7,008	12,134	2,161
44	50,183	9,722	17,288	23,173	7,914	13,080	2,179

(3) 特殊学級数および児童生徒数の推移(国・公・私立)
Transition of Sp. Classes, Pupils
(毎年度5月1日現在)

年度	学級数			児童生徒数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
昭和6年	…学級	…学級	100学級	…人	…人	…人
15	…	…	209	…	…	…
16	…	…	1,412	…	…	…
17	…	…	1,682	…	…	…
18	…	…	1,786	…	…	…
19	…	…	2,486	…	…	…
20	…	…	511	…	…	18,201
23	222	17	239	…	…	…
24	484	26	510	15,321	901	16,222
25	602	49	651	17,451	1,655	19,106
26	712	118	830	20,146	2,865	23,011
27	705	123	828	18,744	3,285	22,029

28	650	146	796	17,595	3,093	20,688
29	808	176	982	18,103	2,323	20,926
30	930	242	1,172	20,497	3,983	24,480
31	1,004	314	1,318	19,765	4,559	24,324
32	1,036	395	1,431	17,276	5,702	22,978
33	1,253	538	1,791	18,621	6,670	25,291
34	1,529	713	2,242	20,256	8,399	28,655
35	2,029	909	2,938	24,406	10,430	34,836
36	2,555	1,112	3,667	28,546	12,890	41,436
37	3,203	1,374	4,577	34,339	15,885	50,224
38	3,920	1,793	5,713	39,687	19,595	59,282
39	4,664	2,365	7,029	45,821	24,693	70,514
40	5,484	3,043	8,527	51,445	30,224	81,669
41	6,429	3,838	10,267	58,206	37,238	95,444
42	7,298	4,562	11,860	63,553	42,885	106,438
43	8,065	5,215	13,280	68,750	48,245	116,995
44	8,720	5,807	14,527	71,305	51,611	122,916

(4) 公立養護学校の増加状況

Increase of Public Special for the Mentally retarded, the Crippled and Sick and Weaken
(毎年度5月1日現在)

(注) 1. 公立の本校および分校の数

2. 肢体不自由養護学校のうち、40年度～43年度において2校、44年度において3校は、精薄養護学校または病弱養護学校に併設されている。本図ではそれぞれの学校として二重に数えている。

3. 病弱養護学校のうち、41年度～44年度において1校は、肢体不自由養護学校に併設されている。本図ではそれぞれの学校として二重に数えている。

(5) 精神薄弱特殊学級の増加状況(国・公・私立)

Increase of Special Classes For the Mentally retarded
(毎年度5月1日現在)

(6) 盲・聾・養護学校および特殊学級の在学率の推移

Ratio of Attendance for Special Schools and Classes

(注) 昭和42年度以後は、昭和42年度実施「児童生徒の心身障害に関する調査」結果の新出現率による。

5 重複障害者数

The Number of The Multiply Handicapped

(1) 盲・聾・養護学校に在籍する重複障害者数

The Number of the Multiply Handicapped attending Sp.Sch.

(42. 10. 1現在)

部別	盲学校				聾学校				養護学校												計	
									精神薄弱				肢体不自由				病弱					
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中
調査人員	2,763	2,482	4,782	10,027	7,237	4,674	4,898	16,809	2,433	3,530	621	6,584	6,783	2,941	803	10,527	1,464	954	23	2,441	20,680	14,581
盲(視力0.02未満)	1(0.01)	1(0.01)	1(0.004)	...
準盲(0.04未満)	4(0.05)	3(0.06)	1(0.02)	8(0.04)	...	2(0.06)	1(0.16)	3(0.05)	23(0.04)	1(0.03)	1(0.12)	5(0.05)	7(0.03)	6(0.04)
弱視(0.3未満)	34(0.46)	33(0.70)	43(0.87)	110(0.65)	37(1.52)	47(1.33)	16(2.58)	100(1.52)	111(1.64)	32(1.09)	21(2.62)	164(1.56)	4(0.27)	6(0.63)	1(4.35)	11(0.45)	186(0.89)	118(0.80)
聾(聴力欠損90dB以上)	1(0.04)	3(0.12)	...	4(0.04)	2(0.07)	...	2(0.02)	1(0.07)	1(0.04)	2(0.009)	5(0.03)
強度難聴(70dB以上)	4(0.14)	3(0.12)	13(0.27)	2(0.20)	4(0.16)	7(0.19)	...	11(0.16)	9(0.13)	2(0.07)	2(0.25)	13(0.12)	3(0.20)	1(0.10)	...	4(0.16)	20(0.09)	13(0.08)
中度難聴(50dB以上)	14(0.51)	8(0.32)	19(0.40)	41(0.41)	9(0.37)	31(0.88)	3(0.48)	43(0.65)	24(0.35)	15(0.51)	6(0.75)	45(0.43)	1(0.07)	2(0.21)	...	3(0.12)	48(0.23)	56(0.38)
軽度難聴(30dB以上)	14(0.51)	14(0.56)	24(0.50)	52(0.52)	26(1.07)	55(1.56)	11(1.77)	92(1.40)	83(1.22)	35(1.19)	4(0.50)	122(1.16)	5(0.34)	2(0.21)	...	7(0.29)	128(0.61)	106(0.72)
中・重度精薄	163(5.90)	109(4.39)	5(0.10)	277(2.76)	362(5.00)	140(2.99)	72(1.46)	574(3.41)	432(6.37)	166(5.64)	29(3.61)	627(5.96)	25(1.71)	4(0.42)	...	29(1.19)	982(4.71)	419(2.87)
軽度精薄	204(7.38)	164(6.61)	112(2.34)	480(4.79)	443(6.12)	344(7.35)	227(4.63)	1,014(6.03)	842(12.41)	456(15.50)	83(10.34)	1,381(13.12)	93(6.35)	51(5.35)	1(4.35)	145(5.94)	1,582(7.64)	1,015(6.96)
肢体不自由	4(0.14)	27(1.09)	60(1.25)	135(1.35)	72(0.99)	40(0.85)	51(1.04)	163(0.96)	109(4.48)	144(4.08)	37(5.96)	290(4.40)	42(2.87)	43(4.51)	...	85(3.48)	271(1.31)	254(1.74)
病弱・虚弱	38(1.38)	38(1.53)	84(1.76)	160(1.60)	39(0.53)	28(0.59)	20(0.40)	87(0.51)	160(6.58)	130(3.68)	22(3.54)	312(4.74)	99(1.46)	37(1.26)	7(0.87)	143(1.36)	336(1.63)	233(1.59)
言語障害	7(0.25)	12(0.48)	8(0.17)	27(0.27)	691(28.40)	511(14.48)	107(17.23)	1,309(19.88)	1,599(23.57)	531(18.06)	195(24.28)	2,325(22.09)	2,297(11.10)	1,054(7.22)
精薄言障	34(1.23)	21(0.85)	1(0.02)	56(0.56)	681(10.04)	234(7.96)	30(3.74)	945(8.98)	8(0.55)	3(0.31)	...	11(0.45)	723(3.49)	258(1.76)
肢不精薄	46(0.63)	21(0.44)	12(0.24)	79(0.46)	7(0.48)	3(0.31)	1(4.35)	11(0.45)	53(0.25)	24(0.16)
病弱精薄	20(0.27)	3(0.06)	7(0.14)	30(0.17)	20(0.09)	3(0.02)
肢不言障	99(4.07)	94(2.66)	11(1.77)	204(3.31)	3(0.20)	1(0.10)	...	4(0.16)	102(0.49)	95(0.65)
その他	27(0.98)	7(0.28)	5(0.10)	39(0.39)	27(0.37)	24(0.51)	14(0.28)	65(0.38)	26(1.07)	19(0.54)	...	45(0.68)	39(0.57)	8(0.27)	...	47(0.45)	20(1.37)	4(0.42)	...	24(0.98)	139(0.67)	62(0.42)
計	554(20.05)	406(16.36)	331(6.92)	1,291(12.88)	1,047(14.46)	636(13.60)	447(9.12)	2,130(12.67)	1,161(47.72)	1,040(29.46)	208(33.49)	2,409(36.59)	3,923(57.84)	1,519(51.65)	378(47.07)	5,820(55.29)	212(14.48)	120(12.58)	3(13.04)	335(13.72)	6,897(23.35)	3,721(25.51)

- (注) 1. 数字は人数をしめす。
 2. ()内数字は、各都道府県および計ごとの調査員に対する百分率をしめす。
 3. 特殊教育課が業務調査として全特殊教育諸学校を対象に行なったものである。

(2) 盲聾二重障害者数—都道府県別、程度別—
 The Number of the Deaf-Blind
 (4.4.4.1現在)

…	I 全盲×全聾		II 全盲×難聴		III 準盲×全聾		IV 準盲×難聴		V 程度不明		小計		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
北海道	1	1	…	…	…	…	…	…	…	…	1	1	2
青森	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
岩手	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
宮城	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
秋田	…	1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1	1
山形	…	…	…	1	…	…	…	…	2	2	2	3	5
福島	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
茨城	3	3	…	…	…	…	…	1	…	…	3	4	7
栃木	…	…	…	…	…	1	…	…	…	…	…	1	1
群馬	2	1	…	…	…	…	…	…	…	…	2	1	3
埼玉	3	2	…	…	…	…	…	1	…	1	3	4	7
千葉	3	2	1	…	…	1	…	…	…	…	4	3	7
東京	…	…	…	…	…	…	1	3	…	1	1	4	5
神奈川	2	2	1	…	…	…	1	…	…	…	4	2	6
新潟	5	1	…	…	…	…	1	…	…	…	6	1	7
富山	4	4	…	…	…	1	…	…	…	…	4	5	9
石川	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
福井	…	…	…	1	1	…	1	…	…	…	2	1	3
山梨	2	3	1	…	…	1	…	…	…	…	3	4	7
長野	2	3	…	1	…	…	…	1	…	…	2	5	7
岐阜	1	…	1	…	…	…	…	…	…	…	2	…	2
静岡	2	5	3	1	…	…	…	1	1	3	6	10	16
愛知	…	…	1	1	1	1	…	1	…	…	2	3	5
三重	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
滋賀	…	…	…	…	…	…	…	1	…	…	1	…	1
京都	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
大阪	2	…	3	…	1	…	…	…	1	…	7	…	7
兵庫	…	3	1	…	…	1	…	…	…	…	1	4	5
奈良	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
和歌山	1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1	…	1
鳥取	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
島根	…	…	1	…	1	1	…	…	…	…	2	1	3
岡山	1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1	…	1
広島	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
山口	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
徳島	2	1	…	…	…	…	…	…	…	…	2	1	3
香川	1	1	…	…	1	…	1	…	…	…	3	1	4
愛媛	…	…	1	…	1	…	…	…	…	…	2	…	2
高知	…	…	…	…	…	1	…	…	…	…	…	1	1
福岡	…	…	1	1	1	…	1	…	7	2	10	3	13
佐賀	1	2	…	…	…	…	…	…	…	…	1	2	3
長崎	1	…	1	…	1	…	…	1	…	…	3	1	4
熊本	…	…	1	…	…	…	1	…	…	…	2	…	2
大分	1	1	…	…	1	…	…	…	…	…	2	1	3
宮崎	4	…	1	…	…	…	1	…	…	…	6	…	6
鹿児島	…	…	1	…	…	…	1	…	…	…	2	…	4
総計	44	36	19	6	9	8	10	9	11	9	93	68	161
	80		25		17		19		20		161		

- (注) 1. 昭和44年4月1日現在で20才未満の者(特殊教育諸学校に在学していない者も含む。)を対象とし、各都道府県教育委員会からの報告をもとに集計した。
 2. 障害の程度は両眼の矯正視力が0.1に達せず、かつ両耳の聴力損失値が50デシベル以上とし、とくに視力または聴力での生活がまったく不可能のものを全盲または全聾とした。
 3. 特殊教育課が業務調査として、全都道府県を対象に行なったものである。

6 学齢児童生徒不就学状況および長期欠席状況

Number of Children Not Attending School or Long Absence

(1) 学齢児童生徒不就学状況
 Number of School age Children and Pupils not Attending School
 (毎年度5月1日現在)

区分	就学免除者			就学猶予者		
	計	6～11歳	12～14歳	計	6～11歳	12～14歳
昭和39年度	9,666	6,121	3,545	13,575	11,939	1,636
40	9,685	6,182	3,503	12,698	11,216	1,482
41	9,392	5,957	3,435	12,638	10,953	1,685
42	9,427	6,129	3,298	11,676	10,121	1,555
43	9,410	6,178	3,232	10,999	9,487	1,512
43年度不就学児童生徒の理由別内訳	盲・弱視	—	—	102	86	16
	聾・難聴	—	—	257	219	38
	精神薄弱	5,241	3,382	1,859	5,448	4,759
	肢体不自由	2,731	1,897	834	1,882	1,682

病弱虚弱	767	498	269	2,059	1,800	259
教護院・少年院にいるため	52	20	32	288	95	193
その他	619	381	238	968	846	117

(2) 学齢児童生徒長期欠席状況(国・公・私立)
Number of Children of Long Absence

区分	計			小学校	中学校	特殊教育諸学校計		盲学校		聾学校		養護学校		
	合計	小学校(部)	中学校(部)			小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	
昭和39年度間	108,339	48,397	59,942	47,659	59,447	738	495	135	75	284	81	319	339	
40年度間	90,453	41,366	49,087	40,586	48,640	780	447	154	63	225	79	401	305	
41年度間	82,017	38,994	43,023	38,137	42,488	857	535	141	75	208	83	508	377	
42年度間	75,085	36,680	38,405	35,756	37,842	924	563	121	77	212	67	591	419	
43年度間	70,018	35,393	34,625	34,612	34,145	781	480	118	46	175	68	488	366	
43年度間長期欠席児童生徒の理由別内訳	病氣	45,625	26,724	18,901	26,111	18,519	613	382	101	36	114	44	398	302
	経済的理由	2,997	856	2,141	848	4	4	-	-	8	1	-	3	3
	学校がいらい	13,553	3,881	9,672	3,875	9,631	6	41	-	1	3	7	3	33
	その他	7,843	3,932	3,911	3,778	3,858	154	53	17	9	50	16	87	28

長期欠席者とは、1年間に通算50日以上欠席した者をいう。

7 特殊教育対象児童生徒の判別基準と教育措置

障害	障害の程度と教育の措置	
盲者および弱視者	1 両眼の矯正視力…0.1未満	盲学校
	2 両眼の矯正視力…0.1～0.3 視力以外の視機能障害(視野狭窄等)	点字による教育を必要とする者、または将来点字による教育を必要とすることとなると認められる者 その他
聾者および難聴者	1 両耳の聴力損失90デシベル以上	補聴器の使用によつても通常の話し声を解する事が不可能または著しく困難な者
	2 両耳の聴力損失90～50デシベル	補聴器を使用すれば通常の話し声を解するに著しい困難を感じない者
	3 両耳の聴力損失50デシベル未満	補聴器を使用しても通常の話し声を解することが困難な程度の者
精神薄弱者	重度(白痴程度)(I.Q.20または25程度以下)	就学猶予・免除を考慮する
	中度(痴愚程度)(I.Q.20または25～50程度)	比較的重症の者 その他
	軽度(魯鈍程度)(I.Q.50～75程度)	社会適応性が著しく乏しい者 その他
		特殊学級(境界線児(I.Q.75～85程度)の者で、特殊学級で教育することが適当と認められるものを含む。)
肢体不自由者	1 起居、筆記、歩行等が不可能または困難な者およびこれと同程度の障害を有する者	養護学校、就学する養護学校がない時は特殊学級
	2 上記の程度に達していない者	6月以上の医学的観察指導を必要とする者 その他
病弱者(身体虚弱者を含む)	1 病弱者(慢性的胸部、心臓、腎臓疾患等)	6月以上の医療または生活規制を必要とする者
		6月未満の医療を必要とする者
		6月未満の生活規制を必要とする者
	2 身体虚弱者	6月以上の生活規制を必要とする者 6月未満の生活規制を必要とする者
言語障害者	1 聾、難聴、脳性小児まひによる肢体不自由、精神薄弱などに伴う者	障害の性質および程度に応じ、聾学校、養護学校または難聴者、肢体不自由者、精神薄弱者のための特殊学級
	2 その他	障害の性質および程度に応じ、言語障害者のための特殊学級または普通学級で留意して教育

(注)学校教育法施行令第22条の2および昭和37年10月18日付け文初特第380号通達による。

8 判別委員会設置状況

(44. 5. 1現在)

設置根拠	条例				教育委員会規則				教育長決裁				その他				計	合計
	設置者別	都道府県別	市	町	村	市	町	村	市	町	村	市	町	村	市	町		
北海道	…	-	-	-	-	2	-	19	13	6	-	-	-	5	19	15	11	45
青森	…	-	-	-	-	-	-	6	-	1	-	-	-	-	6	-	1	7
岩手	…	-	-	-	2	-	-	6	3	-	-	-	-	-	8	3	-	11
宮城	1	-	2	1	4	12	-	1	2	-	1	2	-	6	18	1	26	
秋田	…	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1	-	-	2	3	1	6	
山形	…	-	-	-	2	2	-	7	7	1	1	-	-	10	9	1	20	
福島	…	-	-	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-	5	1	…	6	
茨城	…	1	-	-	3	5	2	1	-	-	-	1	-	5	6	2	13	
栃木	…	4	1	-	1	7	1	1	1	-	5	(教委連合会設置1)	-	11	10	1	22	
群馬	…	-	-	-	3	-	-	2	-	-	2	1	-	7	1	-	8	
埼玉	…	-	1	-	7	3	2	5	2	-	1	1	-	13	7	2	22	
千葉	…	1	3	1	5	4	-	4	4	1	-	-	-	10	11	2	23	
東京	…	-	1	-	区2市2	-	-	区20市9	-	-	4	-	-	-	区22市15	-	-	37
神奈川	…	1	-	-	1	-	-	8	-	-	-	-	-	10	-	-	10	
新潟	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	8	
富山	1	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	2	-	4	
石川	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	4	
福井	1	-	-	-	-	-	-	7	8	1	-	-	-	7	8	1	17	
山梨	…	-	-	-	-	-	-	4	7	-	-	-	-	4	7	-	11	
長野	…	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	2	1	-	3	

岐阜	…	1	-	-	3		4	2	3	-	-	-	-	-	6	4	2	12	
静岡	1	-	-	-	-		-	-	5	-	-	-	-	-	5	-	-	6	
愛知	…	-	-	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
三重	1	-	-	-	-		-	-	4	-	-	-	-	-	4	-	-	5	
滋賀	1	-	-	-	-		-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	3	
京都	1	-	-	-	3(うち一つは教委連合会設置)		-	-	-	3	-	-	-	-	3	3	-	7	
大阪	1	-	-	-	3		-	-	11	1	1	-	-	-	14	1	1	17	
兵庫	…	-	-	-	-		-	-	10	6	-	-	-	-	10	6	-	16	
奈良	1	-	-	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	
和歌山	…	-	-	-	-		-	-	2	-	-	1	-	-	3	-	-	3	
鳥取	…	-	-	-	-		-	-	1	-	-	2	1	-	3	1	-	4	
島根	…	-	-	-	-		-	-	4	3	-	-	-	-	4	3	-	7	
岡山	…	-	-	-	2		1	-	4	-	-	1	4	-	7	5	-	12	
広島	…	-	-	-	2		6	-	-	4	-	3	4	-	1	5	14	1	20
山口	…	-	-	-	1		2	-	5	1	-	-	-	-	6	3	-	9	
徳島	1	-	-	-	-		-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	3	
香川	1	-	-	-	-		3	-	1	4	-	-	-	-	1	1	7	1	10
愛媛	…	-	-	-	1		-	-	4	1	-	-	-	-	5	1	-	6	
高知	1	-	-	-	-		2	-	3	2	-	1	1	-	2	4	5	2	12
福岡	…	-	-	-	-		-	-	1	-	-	2	-	-	3	-	-	3	
佐賀	…	1	-	-	1		-	-	-	3	-	-	-	-	2	3	-	5	
長崎	…	-	-	-	-		-	-	1	3	1	-	-	-	1	3	1	10	
熊本	1	1	-	-	-		-	-	5	5	1	-	-	-	6	5	1	13	
大分	1	-	-	-	-		-	-	5	8	1	2	1	-	7	9	1	18	
宮崎	…	-	-	-	-		1	-	-	1	-	1	3	-	1	1	5	1	7
鹿児島	…	1	-	-	-		-	-	13	2	1	-	-	-	14	2	1	17	
総計		16	10	7	2	53		55	7	193	105	16	31	21	10	287	188	35	526

(注) 1. 本表は各都道府県の特設教育担当指導主事からの報告をとりまとめたものである。
2. 各都道府県の判別委員会の設置根拠…静岡県:教育委員会規則、その他の県:教育長決裁

9 特殊教育振興のための施策

(1) 学習指導要領の制定・改訂状況

部別	小学部	中学部	高等部
学校種別			
盲学校	39(46)	40(47)	41(48)
聾学校	39(46)	40(47)	41(48)
養護学校	精神薄弱	38(46)	38(47)(48)
	肢体不自由	38(46)	39(47)(48)
	病弱	38(46)	39(47)(48)

(注) 1. 灰色の部分は制定・改訂済みのもの。
2. 数字は実施年度を示す。
3. ()内は、新学習指導要領実施予定年度を示す。

(2) 特殊教育関係文部省著作教科書一覧 —昭和45年度使用—
盲学校小学部(点字版)

国語科	国語	1年上・下	2年上・下	3年上・下	4年上・下	5年上・下	6年上・下
社会科	社会	…	2年上・下	3年上・下	4年上・下	5年上・下	6年上・下
算数科	算数	1年上・下	2年上・下	3年上・下	4年上・中・下	5年上・中・下	6年上・中・下
理科	理科	…	…	3年	4年上・下	5年上・下	6年上・下

盲学校中学部(点字版)

国語科	国語	1年1・2・3・4	2年1・2・3・4	…	3年1・2・3・4
社会科	社会(地理)	1年1・2・3・4・資料編	…	…	…
	社会(歴史)	…	2年1・2・3・4・資料編	…	…
	社会(政・経・社)	…	…	3年1・2・3・4・資料編	…
数学科	数学	1年1・2・3・4	2年1・2・3・4	3年1・2・3・4	…
理科	理科	1年上・中・下	2年上・中・下	3年上・中・下	…
外国語科	英語	1年上・下・資料編1・2・3	2年上・中・下	3年上・中・下	…

聾学校小学部

国語科言語指導	国語	ことばのべんきよう	1年 1・2	2年 1・2	3年 1・2	…	…	…
		ことばの練習	…	…	…	4年	5年	6年
社会科	しゃかい	…	2年☆☆	…	…	…	…	…
算数科	さんすう	…	1年☆	2年☆☆	…	…	…	…
律唱科	たのしいリズム	…	1年	2年	3年	4年	5年	6年

聾学校中学部

国語科	中等国語言語編	1年～3年
-----	---------	-------

養護学校小学部(精神薄弱)

国語科	こくご	…	…	3～4年☆	5～6年☆☆
算数科	かずの本	…	…	3～4年☆	5～6年☆☆
音楽科	うたのほん	…	…	…	…
	おんがく	…	…	3～4年☆	5～6年☆☆

養護学校小学部(病弱)

養護・体育科	わたしたちの健康	…	…	3～4年(中学年用)	5～6年(高学年用)
--------	----------	---	---	------------	------------

国語科	国語	1～3年	☆☆☆
算数科	数の本	1～3年	☆☆☆
音楽科	音楽	1～3年	☆☆☆

(3) 特殊教育関係文部省著作指導書等一覧

区分	種別	書名	発行年月	発行者	定価	摘要	
盲教育	解説書	盲学校 学習指導要領小学部編解説	39.7	文部省	無償	学習指導要領の解説	
		盲学校 学習指導要領中学部編解説	41.3	〃	〃	〃	
	指導書	盲学校高等部理療科指導書	35.7	財団法人日本児童福祉協会	300円	理療科各科目の目標、内容、指導上の留意点を説明し、具体的に教育課程の編成例を示す。	
		理療科学習指導の要点	38.8	医歯薬出版株式会社	660	理療科各科目について、重要な指導項目およびその留意事項を解説する。	
	手びき書	盲学校小学部 社会科指導の手びき	40.3	文部省	無償	社会科指導の要点を解説するとともに各学年において盲児に必要な指導事例を示す。	
		点字楽譜の解説	〃	〃	〃	点字楽譜を五線譜と比較しながら解説する。	
		盲学校理科 実験と観察	42.3	〃	〃	主として全盲児童生徒(小・中・高)を対象に理科実験、観察指導の方法を具体的に解説する。	
		盲児の感覚と学習	43.3	〃	〃	主として全盲児童生徒の触覚、聴覚等の感覚を訓練して、盲教育の効果をあげるため、指導法と事例を解説する。	
聾教育	解説書	聾学校 学習指導要領小学部編解説	39.1	〃	〃	学習指導要領の解説	
		聾学校 学習指導要領中学部編解説	41.3	〃	〃	〃	
	指導書	国語指導書(上) —聾学校小学部・中学部 国語教科書指導書—	43.3	〃	〃	〃	聾学校小学部、中学部国語科(言語指導)教科書の指導のあり方と実際について解説する。
		国語指導書(下) —聾学校小学部・中学部国語教科書指導書—	44.2	〃	〃	〃	〃
	手びき書	聴能訓練の手引 —聾・難聴児の聴覚利用—	40.3	文部省	無償	無償	聴覚の生理・病理・聴覚障害の検査・判定、聴覚利用の方法等を解説する。
精神薄弱教育	解説書	養護学校小学部・中学部 学習指導要領精神薄弱教育編解説	41.3	教育図書株式会社	60	学習指導要領の解説	
	指導書	うたのほん指導書 —養護学校(精薄)小学部 音楽教科書指導書—	40.8	東京書籍株式会社	145	総論で精神薄弱教育における音楽教育一般について、各論で各題材について、原則として左頁に楽譜、右頁に教材説明を述べる。	
		おんがく ☆ 指導書 —養護学校(精薄)音楽科 教科書指導書—	40.11	〃	〃	〃	
		おんがく ☆☆ 指導書 —養護学校(精薄)音楽科 教科書指導書—	40.5	〃	〃	240	〃
		音楽 ☆☆☆ 指導書 —養護学校(精薄)中学部 音楽教科書指導書—	40.8	〃	〃	290	〃
		かずのほん指導書(上) —養護学校(精薄)算数・数 学科教科書指導書—	40.4	〃	〃	105	総論で精神薄弱教育における算数、数学指導の一般的な問題を、各論で教科書(かずのほん☆)の具体的な取扱い方について述べる。
		かずのほん指導書(下) —養護学校(精薄)算数・数 学科教科書指導書—	40.9	〃	〃	135	教科書(かずの本☆☆、数の本☆☆)の具体的な取扱い方について述べる。
		こくご指導書(小学部編) —養護学校(精薄)国語科 教科書指導書—	41.3	〃	〃	200	精神薄弱教育における国語指導のあり方と各単元の解説、展開例等(こくご☆、こくご☆☆)について述べる。
		国語指導書(中学部編) —養護学校(精薄)国語科 教科書指導書—	42.3	〃	〃	190	〃(国語☆☆)
	手びき書	図画工作指導の手びき —養護学校(精薄)小学部・中学部用—	43.3	〃	〃	112	精神薄弱教育における図画、工作の意義、目標、指導計画と指導法、領域とその展開などについて述べる。
		家庭科指導の手びき —養護学校(精薄)小学部用—	未	未	未	未	精神薄弱養護小学部における家庭科の意義、目標、指導計画と指導法、領域とその展開などについて述べる。
	肢体不自由教育	解説書	養護学校小学部、中学部 学習指導要領肢体不自由教育編開設	42.3(再刊)	社会福祉法人日本肢体不自由児協会	400	学習指導要領の解説。
		手びき書	肢体不自由児教育の手びき(上)	33.7	〃	278	肢体不自由の起因疾患、判別、医学的訓練など病理的内容を中心に述べる。
肢体不自由児教育の手びき(下)			41.3	〃	300	教育課程の編成・指導計画の作成、学習指導の方法など教育的内容を中心に述べる。	
機能訓練の手びき 脳性マヒ児の理解と指導			42.3 44.3	〃 教育図書株式会社	390 417	機能訓練について、その理論と方法、運営と指導などに関する具体的な指針を述べる。 精神発達遅滞を併せもつ脳性マヒ児の、特に入門期における指導の具体的な方法について指針を述べる。	
病弱・虚弱教育	解説書	養護学校小学部、中学部 学習指導要領病弱教育編解説	40.3	文部省	無償	学習指導要領の解説。	
	手びき書	病弱教育の手びき(上)	41.3	〃	〃	結核、心臓疾患、腎臓疾患等の病理と保健を中心に述べる。(病理編)	
病弱教育の手びき(下)		42.3	〃	〃	教育課程の編成、指導計画の作成、学習指導の方法などを中心に述べる。(教育編)		

		養護および養護活動の手びき	44.3	教育図書株式会社	407	養護および養護活動について、その基礎的理解と方法、運営と指導等に関する具体的指針を述べる。
重複障害教育	手びき書	重複障害教育の手びき	(45・3予定)	未	未	盲聾、盲精薄、聾精薄の教育目標、内容、指導方法を中心に述べる。

(4) 昭和44年度特殊教育実験学校一覧

研究事項	研究課題	研究実施都府県	実験学校名	備考
重複障害教育の研究	盲・聾 盲学校における重複障害教育(盲聾児)の管理運営および教育内容・方法の研究	山梨県	山梨県立盲学校	36年度から継続
		香川県	香川県立聾学校	43年度から継続
	脳性マヒ 脳性マヒの児童生徒の特性にそくした教育内容・方法の研究	大阪府	大阪府立堺養護学校	42年度から継続
	盲精薄 盲学校における重複障害教育(盲精薄児)の管理運営および教育内容・方法の研究	広島県	広島県立盲学校	新規
	聾精薄 聾学校における重複障害教育(聾精薄児)の管理運営および教育内容・方法の研究	新潟県	新潟県立長岡聾学校	新規
難聴・情緒障害・身体障害教育の研究	難聴 聴覚障害児の望ましい発達を図るための聾学校と地域における普通学校との連携協力の方法について	兵庫県	兵庫県立姫路聾学校	新規
		三重県	津市立高茶屋小学校、南郊中学校	42年度から継続
		千葉県	市川市立国府台小学校、市川第一中学校	43年度から継続
		静岡県	富士市立大淵第一小学校	43年度から継続
	情緒障害 重症情緒障害児の教育内容・方法の研究	東京都	昭島市立拝島第二小学校	新規
		東京都	千代田区立錦華小学校	43年度から継続
		東京都	豊島区立高田小学校	新規
身体障害 身体障害児の普通学級における教育的処遇および指導方法の研究	東京都	千代田区立錦華小学校	43年度から継続	
	東京都	豊島区立高田小学校	新規	

(5) 昭和44年度特殊教育教育課程研究指定校一覧

研究事項	研究課題	研究実施都道府県	研究指定校名	備考
視覚障害教育に関する研究	視覚障害児童・生徒の学習効果を高めるためには、どのような教材・教具を、どのように活用して指導すればよいか。	北海道	札幌盲学校	小学部 中学部
	盲幼児の社会性を伸ばすには、どうすればよいか。	大阪府	大阪市立盲学校	幼稚部
	盲・弱視の児童生徒の特性に応じた教育効果をあげるためには、小学部・中学部・高等部を通じて、どのような重点に留意して教育課程を編成すればよいか、またそのためには校内の組織や管理運営のあり方はどのようにすればよいか。	香川県	県立盲学校	小学部 中学部 高等部
聴覚障害教育に関する研究	聾学校高等部における進路指導はどのようにすればよいか。	山形県	山形聾学校	高等部
	聾学校幼稚部でよい言語習慣をつけるための指導はどうすればよいか。	長野県	松本聾学校	幼稚部
	聾学校小学部における聴能訓練の基礎段階(小学部1. 2. 3. 年)より補聴器の常時利用(小学部4年以上)に至る具体的方法について	石川県	県立ろう学校	小学部
	聾学校小学部の言語指導はどのようにすすめたらよいか。	岡山県	岡山聾学校	小学部
	聾学校中学部における地域と生徒の実態に即した各教科等の指導計画と指導のありかたについて。	宮崎県	都城聾学校	中学部
精神薄弱教育に関する研究	特殊学級における望ましい教育課程の編成と学習指導法の研究。	福島県	郡山市立芳山小学校	特殊学級
	精神薄弱養護学校における学習指導法の研究 —本校児童生徒の実態にそくして—	東京都	八王子養護学校	小学部 中学部
	精神薄弱児に対する効果的な学習指導のための作業学習と教科学習との関連について。	岐阜県	大垣市立南中学校	特殊学級
	特殊学級において豊かな表現力を育てるにはどうすればよいか。	山口県	宇部市立恩田小学校	特殊学級
	養護学校における体育と保健の指導はどのようにすればよいか。	熊本県	菊地養護学校	小学部 中学部
	精神薄弱教育の学習形態と学習内容および生徒の学習活動の特質についての研究。	鹿児島県	鹿児島市立伊敷中学校	特殊学級
肢体不自由教育に関する研究	職能開発を目指す教育課程はどうあればよいか。 —特に進路指導との関連において—	秋田県	県立養護学校	小学部 中学部
	精神遅滞をあわせもつ脳性マヒ児の教育課程はいかにあるべきか。	新潟県	新潟養護学校	小学部 中学部
	肢体不自由養護学校高等部における職業教育のあり方について。	広島県	広島養護学校	高等部
	脳性マヒの児童生徒の国語教育はどのようにあるべきか。 —特に表現力を伸ばすための指導について—	長崎県	諫早養護学校	小学部 中学部
病弱教育または身体虚弱教育に関する研究	病類の多様化に応じた教育の体制は、どのようにしたらよいか。	北海道	札幌市の手養護学校	小学部 中学部
	進行性筋萎縮児、生徒の教育課程は、どのように編成したらよいか。	千葉県	四街道養護学校	小学部

大阪	0
兵庫	4	...	1	1	2
奈良	2	2
和歌山	1	1
鳥取	2	...	1	1
島根	2	...	1	...	1
岡山	3	...	1	...	1	1
広島	2	2
山口	2	2
徳島	1	1
香川	2	1	1
愛媛	1	1
高知	3	...	1	1	1
福岡	1	1
佐賀	2	2
長崎	4	1	1	2
熊本	0
大分	0
宮崎	4	1	1	2
鹿児島	4	1	1	...	2
富山大	1	1
計	98	6	18	34	7	0	27	3	2	1

(7) 昭和44年度特殊教育関係教職員研修状況一覧

講座等の名称	会場等	地区範囲	対象者および参加人員	備考
特殊教育講座盲教育部会	千葉	北海道、東北、関東	初心者	53人 単位授与
	滋賀	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	"	36 "
	岡山	中国、四国、九州	"	42 "
特殊教育講座聾教育部会	千葉	北海道、東北、関東	"	122 "
	滋賀	東海、北陸、近畿 (甲信越静含む)	"	64 "
	岡山	中国、四国、九州	"	80 "
特殊教育講座精神薄弱教育部会	秋田	北海道、東北	"	216 "
	山梨	関東、甲信越、静	"	212 "
	福井	東海、北陸、近畿	"	197 "
	高知	中国、四国	"	333 "
	熊本	九州	"	436 "
特殊教育講座肢体不自由教育部会	千葉	北海道、東北、関東	"	95 "
	滋賀	東海、北陸、近畿 (甲信越静含む)	"	81 "
	岡山	中国、四国、九州	"	85 "
特殊教育講座病弱教育部会	千葉	北海道、東北、関東	"	48 "
	滋賀	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	"	39 "
	岡山	中国、四国、九州	"	25 "
盲学校理療科教育講座	東京教育大学	全国	理療科教員	102 "
聴能訓練講習会	東京教育大学	全国	聾学校・難聴特殊学級担当教員	210 ...
言語障害担当教員講習会	文部省	全国	言語障害児・難聴児担当教員、教育研究所職員等	144 ...
特殊教育教育課程地区別研究会	群馬	北海道、東北、関東	聾学校の幼稚部・盲学校・聾学校の小学部・中学部・高等部、養護学校の小学部・中学部教員、小学校・中学校の特殊学級(精神薄弱特殊学級を除く。)教員、特殊教育指導主事。	391 地区別
"	新潟	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)		321 "
"	徳島	中国、四国、九州		239 "
精神薄弱教育教育課程都道府県研究会	各都道府県	各都道府県	小学校、中学校の精神薄弱特殊学級教員	都道府県別
特殊教育教育課程研究発表大会	文部省	全国	特殊教育教育課程地区別研究会、精神薄弱教育教育課程都道府県研究会の参加者および精神薄弱養護学校・肢体不自由養護学校の高等部教員、盲精薄・聾精薄特別学級担当教員	819 中央
特殊教育学校索母講習会	千葉	北海道、東北、関東	寄宿舎索母	211 地区別
"	滋賀	東海、北陸、近畿	"	164 "

		(甲信越静を含む)			
"	岡山	中国、四国、九州	"	131	"
心身障害児判別・就学指導中央講習会	文部省	全国	精神薄弱児の判別、とくに医学的、心理学的診断に従事する専門医または専門家	170	中央 都道府県別講習会の講師養成
心身障害児判別・就学指導地方講習会	各都道府県	各都道府県	市町村教委就学事務担当職員、公立小・中学校特殊教育学校の校長、校医		都道府県別

10 特殊教育関係教員養成大学等一覧

区分	大学名	修業年限	定員	入学資格	
盲学校教員養成課程	宮城教育大学 広島大学	2大学	4年	各15人	大学入学資格(学校教育法第56条)を有すること。
聾学校教員養成課程	東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学 広島大学 愛媛大学 福岡教育大学	6大学	4年	各15人	同上
養護学校教員養成課程	北海道教育大学 弘前大学 岩手大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 茨城大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京学芸大学 新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 愛知教育大学 三重大学 滋賀大学 京都教育大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学	43大学	4年	各20人	同上

肢体不自由児教育教員養成課程	大阪教育大学 福岡教育大学	2大学	4年	各 20人	同上
言語障害児教育教員養成課程	東京学芸大学	1大学	4年	20人	同上
養護学校臨時教員養成課程	北海道教育大学 東京学芸大学 京都教育大学 広島大学 熊本大学	5大学	1年または半年	各 20人 1期 20人(年2期)	小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む。)
肢体不自由児教育臨時教員養成課程	東京学芸大学 福岡教育大学	2大学	1年	各 20人	同上
言語障害児教育臨時教員養成課程	金沢大学 大阪教育大学 愛媛大学	3大学	1年	各 20人	同上
指定教員養成機関	東京教育大学教育学部 理療科教員養成施設		2年	20人	盲学校高等部専攻科、理療科を卒業し、もしくは同等以上の学力を有し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許状を有すること。(取得見込を含む。)

11 特殊教育関係予算年度別推移

事項	44年度		43年度	42年度	41年度	40年度
	金額	備考				
教育内容の改善等	13,540千円	1. 教科用図書、手びき書等の編修、改訂、配布費 2. 実験学校指定費 3. 研究指定校指定費 4. 重複障害教育調査研究教員の海外派遣費	10,354千円	11,600千円	11,118千円	9,274千円
教職員の研修等	11,413	1. 教員講習会開催費 2. 教育課程研究会開催費 3. 奈母講習会開催費 4. 内地留学制度実施費 5. 障害判別・就学指導事務講習会開催費 6. 指導要領等の趣旨徹底等経費	11,360	11,874	11,029	9,218
特殊教育振興体制の整備	76,984	1. 特殊教育総合研究所の設置準備費 2. 特殊教育推進地区の設置費 3. 教科調査委員の委嘱費	3,406	4,746	0	0
特殊教育設備整備費等補助金	259,709	補助率 定額(負担割合1/2) 1. 教材複製設備費 2. 聴能訓練設備費 3. 養護学校設備費 4. 幼稚部設備費 5. 重複障害教育設備費 6. 寄宿舎設備費 7. スクールバス購入費 8. 職業教育設備費 9. 特殊学級設備費	246,273	231,118	203,340	165,592
特殊教育学校就学奨励費補助金・交付金	784,145	補助率 補助金1/2(公私立学校分) 交付金10/10(国立学校分)	678,797	636,770	504,533	427,152
私立特殊教育学校教育費補助金	9,210	補助率 定額 教材費、備品費、旅費等	0	0	0	0
義務教育費等の国庫負担	17,016,753	1. 給与等の負担 2. 教材費の負担	12,630,247	10,504,249	8,094,044	6,630,879
公立特殊教育建物の新・増築費	1,023,177	補助率 1/2	737,973	609,210	465,311	387,282
国立大学の教員養成課程・附属学校等の増築・整備	37,563	1. 教員養成課程の増設・整備費 2. 附属学校、特殊学級の新増設置	28,600	57,179	83,265	44,154
その他	279,552	1. 義務教育教科書の無償給与費 2. 就学猶予・免除学齢児童生徒への教科書の給与費 3. 特殊教育学校理科教育設備整備費補助金 4. 特殊教育向視聴覚教材の製作費 5. 要保護・準要保護児童生徒医療費補助金	268,800	255,198	134,236	85,710
計	19,512,046	…	14,615,810	12,321,944	9,506,876	7,759,261

12 特殊教育学校就学奨励費補助金・交付金の支給費目一覧

部別	幼稚園		小学部	中学部	高等部		
	…	…			本科	別科	専攻科
教科用図書購入費	…	…	…	31	31	39	
学校給食費	40	29	29	33	33	43	

交通費	通学生	本人	38	29	29	34	34	44
		付添人	38	30 小1～3まで	44 肢養のみ	44 肢養のみ
	寄宿生	本人	38	29	29	34	34	44
		付添人	38	30	30
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費	38	29	29	35	35	...	
	日用品等購入費	38	29	29	35	35	41	
	食費	38	30	30	36	36	41	
修学旅行費	修学旅行	...	35	35	37	37	...	
	効外活動(遠足)	...	44	44	
学用品購入費	...	36	36	42	42	...		
通学用品費	...	42	42		

- (注) 1. 灰色内の数字は、初めて支給された年度を示す。
2. 小・中学部の通学生付添人の交通費は肢体不自由養護学校以外の学校は小1年～3年までである。
3. 中学部の学用品購入費には特別活動費を含む。
4. 太字の経費は、法律により支弁する経費(法律補助)であり、他の経費は、法律の趣旨に準じて支弁する経費(予算補助)である。